

大和市告示第57号

大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項から第4項までの規定による放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ、次に掲げる書類（図面を含む。以下同じ。）に児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の32の2第1項各号に掲げる事項その他の必要な事項を記載して、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届
- (2) 職員名簿
- (3) 事業者の役員名簿
- (4) 事業者及び運営を行う者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款又は寄附行為の写し（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項の規定により、当該変更が生じた日から1月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条

の8第4項の規定により、あらかじめ、放課後児童健全育成事業休止・廃止届その他の必要な書類に省令第36条の32の3各号に掲げる事項を記載して、市長に届け出なければならない。

(事業所番号の決定)

第5条 市長は、第2条の規定により届出を行った事業者に対して、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号通知書により、事業者へ通知するものとする。

(基準の遵守及び報告)

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項の規定により、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大和市条例第24号。以下「条例」という。)その他関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において重大な事故が生じたときは、放課後児童健全育成事業事故報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

(調査、立入調査等)

第7条 市長は、法第34条8の3第1項の規定により、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は本市職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条8の3第3項の規定により、事業者の事業が条例に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、必要な行政指導を行うものとする。

3 市長は、法第34条の3第4項の規定により、必要と認めるときは、大和市行政手続条例(平成9年大和市条例第2号)に定める手続に従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

4 本条に規定する業務を行う職員は、省令第13号の3様式に定める身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	放課後児童健全育成事業開始届	第2条
第2号様式	職員名簿	第2条
第3号様式	事業者の役員名簿	第2条
第4号様式	放課後児童健全育成事業変更届	第3条
第5号様式	放課後事業健全育成事業休止・廃止届	第4条
第6号様式	放課後事業健全育成事業所番号通知書	第5条
第7号様式	放課後事業健全育成事業事故報告書	第6条